

指定地域相談支援 指定更新時講習会資料

- 右記二次元バーコード若しくはURLより、YouTubeの動画へアクセスしてください。
- 動画は、本ファイルの次のページの説明から開始します。
- 本動画閲覧後、「指定更新時講習会受講報告書」を指定更新資料と併せ提出してください。

掲載先：書式ライブラリー一覧

↳ 「指定更新時講習会受講報告書」



<https://youtu.be/8urnSFXVehU>

指定地域相談支援 指定更新時講習会資料

目次（リンク有）

- [指定地域相談支援事業者の責務、指定・運営基準の遵守](#)
- [指定・運営基準の遵守](#)
- [指定地域移行支援の事業の基本方針、基準の概要](#)
- [指定地域定着支援の事業の基本方針](#)
- [障害福祉サービス等情報公表制度について](#)
- [職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止について](#)
- [障害者虐待防止の推進](#)
- [障害者虐待の通報](#)
- [身体拘束等の適正化の推進](#)
- [業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化](#)
- [意思決定支援の推進](#)
- [『業務管理体制の届出』について](#)
- [東京都からのお知らせ等について（電子メールでのお知らせ等）](#)
- [東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例等について](#)



【指定地域相談支援事業者の責務】

地域相談支援の事業所を運営する事業者においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」または「法」という）第51条の22において定められた事業者の責務を正しく理解し、運営を行う必要があります。

第51条の22

指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（以下「指定相談支援事業者」という。）は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、相談支援を当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。

- 2 指定相談支援事業者は、その提供する相談支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、相談支援の質の向上に努めなければならない。
- 3 指定相談支援事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

【指定・運営基準の遵守】

地域相談支援の事業所を運営する事業者においては、障害者総合支援法第51条の23に定めのあるとおり、指定を受けた後も人員基準及び運営に関する基準を常に満たす必要があります。

第51条の23

指定一般相談支援事業者は、当該指定に係る一般相談支援事業所ごとに、**主務省令で定める基準**で定める基準に従い、当該指定地域相談支援に従事する従業者を有しなければならない。

- 2 指定一般相談支援事業者は、**主務省令で定める基準**で定める指定地域相談支援の事業の運営に関する基準に従い、指定地域相談支援を提供しなければならない。
- 3 指定一般相談支援事業者は、第51条の25第2項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定地域相談支援を受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定地域相談支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な地域相談支援が継続的に提供されるよう、他の指定一般相談支援事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。



【指定・運営基準の遵守】

障害者総合支援法第51条第23項の“**主務省令で定める基準**”は、下記の省令を指します。

《主務省令で定める基準（基準省令）》

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準
（平成24年3月13日厚生労働省令第27号）

上記省令についての解釈は、下記通知において定められています。また、人員に関する関係告示としては、下記告示があります。

《解釈通知》障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について
（平成24年3月30日障発0330第21号）

《人員に関する関係告示》指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定める者（平成24年3月30日厚生労働省告示第226号）

障害者総合支援法や、上記基準省令については、右記リンク先の[e-Gov 法令検索](#)より参照可能です。

また、解釈通知や、関係告示については厚生労働省のホームページである[法令等データベースサービス](#)より検索することができます。

なお、上記の[e-Gov 法令検索](#)及び[法令等データベースサービス](#)における操作方法等について、東京都福祉局や東京都福祉保健財団では御案内できませんので御承知おきください。

上記省令等に定められた運営上の基準を十分に理解した上で、当該省令等に定められた基準等を遵守し、適正な運営、サービスの提供を行ってください。

また、次のページからは、上記基準で定める、人員基準、設備基準、運営基準のうち主なものとともに、注意事項等を併せてお示しします。



【指定地域移行支援の事業の基本方針】

■基本方針（省令第2条）

指定地域移行支援の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に依りて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

2 指定地域移行支援の事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行われるものでなければならない。

3 指定地域移行支援の事業を行う指定一般相談支援事業者（以下この章において「指定地域移行支援事業者」という。）は、自らその提供する指定地域移行支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 指定地域移行支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

【基準の概要】

■人員基準（省令第3条・4条） ※指定地域定着支援の事業について準用

管理者：事業所ごとに専らその職務に従事する管理者 ※支障がない場合には兼務可

地域移行支援従事者：事業所ごとに専らその職務に従事する者1人以上 ※支障がない場合には兼務可

相談支援専門員：地域移行支援従事者のうち1人以上は、相談支援専門員でなければならない。

■設備基準（省令第29条） ※指定地域定着支援の事業について準用

事務室、受付等のスペース、設備及び備品等 ※事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても可

■運営基準（主なもの） ※指定地域定着支援の事業について準用

◆提供拒否の禁止（省令第7条）

指定地域移行支援事業者は、正当な理由がなく、指定地域移行支援の提供を拒んではならない。



【基準の概要】

◆ サービス提供困難時の対応（省令第9条） ※指定地域定着支援の事業について準用

指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定地域移行支援事業所が通常時に指定地域移行支援を提供する地域をいう。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定地域移行支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定地域移行支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

◆ 受給資格の確認（省令第10条） ※指定地域定着支援の事業について準用

指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の提供を求められた場合は、その者の提示する地域相談支援受給者証（法第五十一条の七第八項に規定する地域相談支援受給者証をいう。）によって、地域相談支援給付費の支給対象者であること、地域相談支援給付決定の有無、地域相談支援給付決定の有効期間、地域相談支援給付量（同条第七項に規定する地域相談支援給付量をいう。）等確かめるものとする。

◆ 指定障害福祉サービス事業者等との連携等（省令第13条） ※指定地域定着支援の事業について準用

指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

◆ 身分を証する書類の携行（省令第14条） ※指定地域定着支援の事業について準用

身分を証する書類の携行指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援従事者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

◆ サービスの提供の記録（省令第15条） ※指定地域定着支援の事業について準用

指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援を提供した際は、当該指定地域移行支援の提供日、内容その他必要な事項を、当該指定地域移行支援の提供の都度記録しなければならない。

2 指定地域移行支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、地域相談支援給付決定障害者から指定地域移行支援を提供したことについて確認を受けなければならない。



【基準の概要】

◆ 地域相談支援給付決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等（省令第16条） ※指定地域定着支援の事業について準用

指定地域移行支援事業者が、指定地域移行支援を提供する地域相談支援給付決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該地域相談支援給付決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに地域相談支援給付決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、地域相談支援給付決定障害者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第一項又は第二項に規定する支払については、この限りでない。

◆ 地域相談支援給付費の額等の受領（省令第17条） ※指定地域定着支援の事業について準用

指定地域移行支援事業者は、法定代理受領を行わない指定地域移行支援を提供した際は、地域相談支援給付決定障害者から当該指定地域移行支援につき法第五十一条の十四第三項に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額）の支払を受けるものとする。

2 指定地域移行支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、地域相談支援給付決定障害者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の利用者を訪問して指定地域移行支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を地域相談支援給付決定障害者から受けることができる。

3 指定地域移行支援事業者は、前二項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った地域相談支援給付決定障害者に対し交付しなければならない。

4 指定地域移行支援事業者は、第二項の交通費については、あらかじめ、地域相談支援給付決定障害者に対し、その額について説明を行い、地域相談支援給付決定障害者の同意を得なければならない。

◆ 地域相談支援給付費の額に係る通知等（省令第18条） ※指定地域定着支援の事業について準用

指定地域移行支援事業者は、法定代理受領により指定地域移行支援に係る地域相談支援給付費の支給を受けた場合は、地域相談支援給付決定障害者に対し、当該地域相談支援給付決定障害者に係る地域相談支援給付費の額を通知しなければならない。

2 指定地域移行支援事業者は、前条第一項の法定代理受領を行わない指定地域移行支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定地域移行支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書地域相談支援給付決定障害者に対して交付しなければならない。



【基準の概要】

◆指定地域移行支援の具体的取扱方針（省令第19条）

指定地域移行支援の方針は、第二条に規定する基本方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

- 一 指定地域移行支援事業所の管理者は、指定地域移行支援従事者に、基本相談支援に関する業務及び次条第一項に規定する地域移行支援計画の作成その他指定地域移行支援に関する業務を担当させるものとする。
- 二 指定地域移行支援事業所の管理者は、相談支援専門員に、相談支援専門員以外の指定地域移行支援従事者に対する技術的指導及び助言を行わせるものとする。
- 三 指定地域移行支援事業者は、次条第一項に規定する地域移行支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定地域移行支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。
- 四 指定地域移行支援の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するものとする。
- 五 指定地域移行支援の提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行うものとする。



【基準の概要】

◆地域移行支援計画の作成等（省令第20条）

指定地域移行支援従事者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定地域移行支援に係る計画（以下「地域移行支援計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 3 指定地域移行支援従事者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
- 4 指定地域移行支援従事者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接しなければならない。この場合において、指定地域移行支援従事者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 5 指定地域移行支援従事者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、地域移行支援の目標及びその達成時期並びに地域移行支援を提供する上での留意事項等を記載した地域移行支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定地域移行支援事業所が提供する指定地域移行支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて地域移行支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
- 6 指定地域移行支援従事者は、計画作成会議（地域移行支援計画の作成に当たり、利用者及び当該利用者に係る障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等又は刑事施設等における担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。第三十二条第三項において同じ。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、地域移行支援計画の原案の内容について意見を求めなければならない。
- 7 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画の作成に当たっては、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- 8 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画を作成した際には、当該地域移行支援計画を利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者に交付しなければならない。
- 9 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画の作成後においても、適宜、地域移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて地域移行支援計画の変更を行うものとする。



【基準の概要】

◆地域における生活に移行するための活動に関する支援（省令第21条）

指定地域移行支援事業者は、利用者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。次条において同じ。）の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援その他の必要な支援を提供するに当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の的確な把握に努めなければならない。

2 指定地域移行支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、おおむね週に一回以上、利用者との対面により行わなければならない。

◆障害福祉サービスの体験的な利用支援（省令第22条）

指定地域移行支援事業者は、障害福祉サービスの体験的な利用支援について、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行うものとする。

◆体験的な宿泊支援（省令第23条）

指定地域移行支援事業者は、体験的な宿泊支援について、次の各号に定める要件を満たす場所において行わなければならない。

- 一 利用者が体験的な宿泊を行うために必要な広さの居室を有するとともに、体験的な宿泊に必要な設備及び備品等を備えていること。
- 二 衛生的に管理されている場所であること。

2 指定地域移行支援事業者は、体験的な宿泊支援について、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行うことができる。

◆管理者の責務（省令第26条） ※指定地域定着支援の事業について準用

指定地域移行支援事業所の管理者は、指定地域移行支援従事者その他の従業者の管理、指定地域移行支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定地域移行支援事業所の管理者は、指定地域移行支援従事者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

◆運営規程（省令第27条） ※指定地域定着支援の事業について準用

指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容



【基準の概要】

- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定地域移行支援の提供方法及び内容並びに地域相談支援給付決定障害者から受領する費用及びその額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項八 その他運営に関する重要事項

◆勤務体制の確保等（省令第28条） ※指定地域定着支援の事業について準用

指定地域移行支援事業者は、利用者に対し、適切な指定地域移行支援を提供できるよう、指定地域移行支援事業所ごとに、指定地域移行支援従事者その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに、当該指定地域移行支援事業所の指定地域移行支援従事者によって指定地域移行支援を提供しなければならない。ただし、第二十二條及び第二十三條第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行われる障害福祉サービスの体験的な利用支援及び体験的な宿泊支援並びに利用者の退院又は退所後の居住予定地が遠隔地にある場合における他の指定地域移行支援事業者への委託により行われる住居の確保及び関係機関との連絡調整その他の便宜の供与については、この限りでない。

3 指定地域移行支援事業者は、前項ただし書の規定により指定地域移行支援に係る業務の一部を他の指定地域移行支援事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

4 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援従事者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

5 指定地域移行支援事業者は、適切な指定地域移行支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

◆業務継続計画の策定等（省令第28条の2） ※指定地域定着支援の事業について準用

指定地域移行支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域移行支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域移行支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定地域移行支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。



【基準の概要】

◆設備及び備品等（省令第29条） ※指定地域定着支援の事業について準用

指定地域移行支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定地域移行支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

◆衛生管理等（省令第30条） ※指定地域定着支援の事業について準用

指定地域移行支援事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

3 指定地域移行支援事業者は、当該指定地域移行支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定地域移行支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。

二 当該指定地域移行支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定地域移行支援事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

◆掲示等（省令第31条） ※指定地域定着支援の事業について準用

指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び地域移行支援の実施状況、指定地域移行支援従事者の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定地域移行支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定地域移行支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定地域移行支援事業者は、第一項に規定する重要事項の公表に努めなければならない。



【基準の概要】

◆秘密保持等（省令第32条） ※指定地域定着支援の事業について準用

指定地域移行支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定地域移行支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定地域移行支援事業者は、計画作成会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかななければならない。

◆情報の提供等（省令第33条） ※指定地域定着支援の事業について準用

指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援を利用しようとする者が、これを適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定地域移行支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 指定地域移行支援事業者は、当該指定地域移行支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

◆利益供与等の禁止（省令第34条） ※指定地域定着支援の事業について準用

指定地域移行支援事業者は、指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定地域移行支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 指定地域移行支援事業者は、指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。



【基準の概要】

◆苦情解決（省令第35条） ※指定地域定着支援の事業について準用

指定地域移行支援事業者は、その提供した指定地域移行支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域移行支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定地域移行支援事業者は、その提供した指定地域移行支援に関し、法第十条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定地域移行支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定地域移行支援事業者は、その提供した指定地域移行支援に関し、法第十一条第二項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定地域移行支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 指定地域移行支援事業者は、その提供した指定地域移行支援に関し、法第五十一条の二十七第一項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定地域移行支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定地域移行支援事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、前三項の改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しなければならない。

7 指定地域移行支援事業者は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。



【基準の概要】

◆事故発生時の対応（省令第36条） ※指定地域定着支援の事業について準用

指定地域移行支援事業者は、利用者に対する指定地域移行支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域移行支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 指定地域移行支援事業者は、利用者に対する指定地域移行支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

◆虐待の防止（省令第36条の2） ※指定地域定着支援の事業について準用

指定地域移行支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定地域移行

支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定地域移行支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

◆会計の区分（省令第37条） ※指定地域定着支援の事業について準用

指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域移行支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。



【基準の概要】

◆記録の整備（省令第38条） ※指定地域定着支援の事業について準用

指定地域移行支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定地域移行支援事業者は、利用者に対する指定地域移行支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定地域移行支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

- 一 第十五条第一項に規定する提供した指定地域移行支援に係る必要な事項の提供の記録
- 二 地域移行支援計画
- 三 第二十五条の規定による市町村への通知に係る記録
- 四 第三十五条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 五 第三十六条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

【指定地域定着支援の事業の基本方針】

◆基本方針（省令第39条）

指定地域定着支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、当該利用者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合に、相談その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切に行われるものでなければならない。

2 指定地域定着支援の事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行われるものでなければならない。

3 指定地域定着支援の事業を行う指定一般相談支援事業者は、自らその提供する指定地域定着支援の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 指定地域定着支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。



【基準の概要】

◆ 指定地域定着支援の具体的取扱方針（省令第41条）

指定地域定着支援の方針は、第三十九条に規定する基本方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

- 一 指定地域定着支援事業所の管理者は、指定地域定着支援従事者に、基本相談支援に関する業務及び次条第一項に規定する地域定着支援台帳の作成その他指定地域定着支援に関する業務を担当させるものとする。
- 二 指定地域定着支援事業所の管理者は、相談支援専門員に、相談支援専門員以外の指定地域定着支援従事者に対する技術的指導及び助言を行わせるものとする。
- 三 指定地域定着支援事業者は、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行わなければならない。
- 四 指定地域定着支援の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するものとする。
- 五 指定地域定着支援の提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行うものとする。

◆ 地域定着支援台帳の作成等（省令第42条）

指定地域定着支援従事者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境、緊急時において必要となる当該利用者の家族等及び当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関の連絡先その他の利用者に関する情報を記載した指定地域定着支援に係る台帳を作成しなければならない。

- 2 指定地域定着支援従事者は、地域定着支援台帳の作成に当たっては、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、適切な方法によりアセスメントを行わなければならない。
- 3 指定地域定着支援従事者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、指定地域定着支援の職務に従事する者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 4 指定地域定着支援従事者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
- 5 指定地域定着支援従事者は、地域定着支援台帳の作成後においても、適宜、地域定着支援台帳の見直しを行い、必要に応じて地域定着支援台帳の変更を行うものとする。
- 6 第二項から第四項までの規定は、前項に規定する地域定着支援台帳の変更について準用する。



【基準の概要】

◆ 常時の連絡体制の確保等（省令第43条）

指定地域定着支援事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性等に応じ、適切な方法により、当該利用者又はその家族との常時の連絡体制を確保するものとする。

2 指定地域定着支援事業者は、適宜利用者の居宅への訪問等を行い、利用者の状況を把握するものとする。

◆ 緊急の事態における支援等（省令第44条）

指定地域定着支援事業者は、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。

2 指定地域定着支援事業者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者が置かれている状況に応じて、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関との連絡調整、一時的な滞在による支援その他の必要な措置を適切に講じなければならない。

3 指定地域定着支援事業者は、前項の一時的な滞在による支援について、次の各号に定める要件を満たす場所において行わなければならない。

一 利用者が一時的な滞在を行うために必要な広さの区画を有するとともに、一時的な滞在に必要な設備及び備品等を備えていること。

二 衛生的に管理されている場所であること。

4 指定地域定着支援事業者は、第二項の一時的な滞在による支援について、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行うことができる。

◆ 電磁的記録等（省令第46条）

指定一般相談支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定一般相談支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。



●障害福祉サービス等情報公表制度について

(参考) 平成30年4月以降における障害福祉サービス等情報公表制度 業務フロー

	STEP 1. 事業者等の基本情報登録	STEP 2. 事業所の詳細情報入力・報告、承認	STEP 3. 公表
業務内容	① 事業者は、都道府県等へ事業者及び事業所の基本情報（法人アドレス等）を登録 ② 都道府県等は、事業者から登録された基本情報を情報公表システム（以下「システム」）へ登録 ③ システムより、事業者へログインID等を通知 ④ 事業者は、システムからの通知を受領 ※ 必要に応じて、事業所担当者にID等を共有 ※ なお、平成30年3月に、都道府県等が基本情報を一括登録した事業者については、STEP 1は不要	⑤ 事業者は、受領したログインID・パスワードを用いてシステムにログインし、事業所の詳細情報（基本情報以外の情報）を入力した上で、都道府県等に報告 ⑥ システムより、都道府県等へ事業者から報告があった旨をメールで通知 ⑦ 事業者より報告を受けた事業所の詳細情報について、都道府県等が確認し、内容に修正が必要と判断した場合 → システムより、事業者へ差し戻しの旨通知。事業者は、通知を受領後、承認されるまで⑤からの手順を再度実施 ⑧ 都道府県等が、報告を受けた事業所の詳細情報を承認した場合 → システム上で承認処理を行い、システムへ公表を依頼	⑨ システムより、事業者へ都道府県等が承認した旨通知 ⑩ 事業者は、システムからの通知を受領 ⑪ 都道府県等が公表を依頼した事業所情報をWAMNETに公表 ※ 初回は平成30年9月頃を予定 9月以降は、随時更新予定
情報公表システム			
都道府県等 (都道府県 指定都市 中核市)			
事業者 (法人等)			

利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択や事業者が提供するサービスの質の向上に資することを目的として、平成28年5月に成立した改正障害者総合支援法及び児童福祉法において、事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することを求めるとともに、都道府県知事等が報告された内容を公表する仕組みを創設し、平成30年4月に施行されました。

情報公表制度に係る事業者、都道府県等の業務フローは左図のとおりですが、独立行政法人福祉医療機構が運営する障害福祉サービス等情報公表システムを使用して報告を行っていただく必要があります。

新規指定を受けられた場合、東京都福祉保健財団宛に御提示いただいたメールアドレス宛にログインID及びPWを通知し（左記フロー④）当該ID,PWによりシステムへログインした上で各障害福祉サービス事業所において情報を入力・報告いただいております（上記フロー⑤）

その内容について都で承認したのちに、当該システム上で公表されることとなっております（下記フロー⑧、⑨、⑩、⑪）。

初回の報告（入力）をされた後、次年度以降は5月から7月末までに報告をいただくこととなっておりますので、毎年度報告の必要がある点に御留意ください。また、未報告である場合、**情報公表未報告減算（所定単位数の5%減算）が適用される場合があります**ので必ず報告を行っていただくようお願いいたします。

《参考》

◎障害福祉サービス等情報公表制度 | 厚生労働省

◎B 障害福祉サービス等情報公表制度

→東京都障害者サービス情報

ログインにお困りの場合は上記東京障害者サービス情報のリンクを御確認ください



●運営における注意事項等について（次ページ以降）

次ページ以降、基準省令“障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第27号）”で定められている運営基準のうち近年の報酬改定で義務化された事項や、都からの注意事項等を掲載しております。



●職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止について

令和3年度から職場におけるハラスメントの防止のための項目が以下のとおり規定されております。

(1) 事業者が講ずべき措置

ア 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発

職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること

イ 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。

(2) 事業者が講じることが望ましい取組について

顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、

①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）

③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）

が規定されています。以下のURLより内容を御確認ください。

○職場におけるハラスメントの防止について 厚生労働省ホームページリンク先

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html



●障害者虐待防止の推進

令和4年度から以下の取組が義務化されたところですが、未実施の場合、令和6年4月から基本報酬が減算されることとなっておりますので御留意ください。（所定単位数の1%減算）

ア 虐待防止委員会の定期的な開催（年1回）と委員会での検討結果の従業者への周知徹底

イ 従業者への定期的な研修の実施（年1回及び新規採用時に必ず実施）

ウ 虐待防止のための担当者の配置

※虐待防止のための措置に関する事項は、運営規程において定める必要があります。

○運営規程記載例

東京都障害者サービス情報リンク先

<https://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=079-002>

また、虐待防止委員会（身体拘束適正化検討委員会を含む。）において、外部の第三者や専門家の活用に努めることや、事業所の管理者及び虐待防止担当者が、都道府県の実施する虐待防止研修を受講することが望ましいとされております。

参考：[障害者虐待防止・権利擁護研修事業](#) | [公益財団法人 東京都福祉保健財団](#)



●障害者虐待の通報

障害者虐待（疑いを含む。）については、障害者虐待防止法に基づき区市町村（実施機関）へ通報する義務がありますので、必ず区市町村に通報した上で行政と連携して対応してください。

障害者虐待防止法では、施設や事業所の中で障害者虐待の疑いのある事案が起きたときには「通報義務」があり「通報しない」選択肢はありません。区市町村虐待防止センターに通報し、区市町村、都道府県の事実確認をうけることが必要です。

※虐待等を発見した職員が、直接区市町村等へ通報する場合、通報した職員は通報したことを理由に解雇その他不利益な取り扱いを受けないこととされています。各施設・事業所におかれましては、通報先や通報者の保護について日頃から職員に周知し、障害者虐待防止法に対する理解を深めてください。

※各施設・事業所におかれましては、区市町村へ通報後、事故報告書を作成いただき、事故報告フォームより、都在宅支援担当宛に提出してください。

【事故報告フォーム】 <https://logoform.jp/form/tmgform/830433>

【報告書様式】 <https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=002-022>



●業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

令和6年度から以下の取組が義務化されていますが、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、**令和7年4月から基本報酬が減算されることとなっております**ので御留意ください。（所定単位数の1%減算）

ア 感染症対策の強化

委員会の開催（*1）、指針の整備、研修の実施（*2）、訓練（シミュレーション）の実施（*3）

イ 業務継続に向けた取組の強化

業務継続計画等の策定、研修の実施（*2）、訓練（シミュレーション）の実施等（*3）

業務継続計画については、国からガイドラインやひな形も示されていますので御活用ください。

*1 定期的な委員会の開催：概ね6月に1回以上

*2、3 定期的な研修、訓練（シミュレーション）の実施：年1回以上

《参考》業務継続計画に係る国のマニュアル等

○ 感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

○ 障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html



●意思決定支援の推進

令和6年度より、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**指定事業者は意思決定支援ガイドラインに掲げる次の基本原則に十分に留意しつつ、利用者の意思決定の支援に配慮するべき**とされております。

- ア 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行う。
- イ 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するように努める姿勢が求められる。
- ウ 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら意思及び選好を推定する。

また、サービス担当者会議及び個別支援会議について、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き障害者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認することとされております。



●『業務管理体制の届出』について

平成24年4月1日から事業者（法人）は指定を受けた後、障害者総合支援法第51条の2及び第51条の31の規定に基づき **『業務管理体制の届出』の提出が義務**付けられております（事業者（法人）単位の届出が必要です）。

なお、届出状況の確認については、東京都福祉局障害者施策推進部地域生活支援課在宅支援担当（03-5320-4325）まで御連絡ください。

また、届出済みの場合であっても、以下に該当する場合は届出が必要ですので御注意ください。

- ・事業所が2以上の都道府県に所在することとなった場合
⇒区分の変更の届出（第25号様式）
- ・届出事項に変更がある場合（法人の名称、所在地、法令遵守責任者等の変更等）
⇒業務管理体制の変更届出（第26号様式）

●東京都からのお知らせ等について

事業所の皆様へのお知らせは、東京都障害者サービス情報のお知らせ欄に掲載いたしますので、随時、確認するようお願いいたします。

また、指定申請時、更新時にメールアドレスを登録した場合には、メールでもお知らせいたしますが、東京都障害者サービス情報のお知らせ欄の確認をお願いいたします。

メールアドレスが未登録の場合には、下記フォームより申請ください。

→ [【地域相談支援】事業所メールアドレス登録フォーム](#)

《参考》東京都障害者サービス情報：[14 お知らせ用メールアドレスの登録について](#)



●東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例等について

関連ホームページ等については以下のとおりです。

○東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例等

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/shougai_shisaku/sabetsukaisho_yougo/kaisyoujourei/index.html

○厚生労働省における障害を理由とする差別の解消の推進

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/sabetsu_kaisho/index.html

ガイドライン等が掲載されておりますので、適宜御参照ください。

